

医学部における研究データの保存等に関する補則

平成30年10月24日
医学部教授会承認

第1. 目的

この補則は、信州大学の定める「研究データの保存等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」と呼ぶ）に基づき、外部に発表した論文や報告等、研究成果に疑義が生じた場合の検証に役立てることを目的として、医学部における研究データの保存等に関し必要な追加事項について定めるものとする。

第2 研究者および医学部長の責務

- 1 研究者は「ガイドライン」第3の1の責務を果たすために以下を行わなければならない。
 - ア 実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノートなどの形で記録に残し、研究活動の一次情報記録として適切に保管する。
 - イ 実験ノートには、実験等の操作の記録やデータ取得の条件等、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ、事後の改変を許さない形で作成する。
 - ウ 実験ノート以外の研究資料、サンプル等は、後日の利用・検証に堪えるよう、作成者、作成日時及び属性等の情報と併せて、検索・抽出・再利用が可能な適正な形で保存する。
 - エ オリジナルの電子データについては、適切なバックアップ等の作成により保存する。改変もしくは新たなデータを追加する場合には、コピーを利用し、オリジナルのデータには改変を加えない。
 - オ 学生等経験の浅い者に、研究データ保存の方法の指導を行う。
 - カ 学部学生、大学院生に対しては、指導教員が研究データの保管に関して責任を負う。
- 2 医学部長は、「ガイドライン」第3の2および3の責務を果たすとともに、以下を行わなければならない。
 - ア 保存すべき研究データが膨大な場合、適当な保存場所を提供する。
 - イ 研究者が研究データを残して転出した場合、本学部の別の研究者（共同研究者等）を指名して保管させる。

- ウ 研究者が研究データを学外へ持ち出し、研究を継続する場合、当該研究者の連絡先や研究データの所在等について確認し、本学部の別の研究者を指名して、連絡およびデータの追跡が可能な状態を取らせる。
- エ 研究者が退職等で研究を継続しない場合、適当な保管場所を提供し、また本学部の研究者を指名し研究データを保存させる。
- オ 転出する研究者には、適切な研究データの保存につとめる旨文書を作成させ、保管する。
- カ 新規採用研究者等に対して「ガイドライン」および本補則を示し、本学部における研究データ保存に関するルールを徹底する。
- キ 研究データが適切に保管されているかどうかを、おおむね3年に1度を目安に研究者に対してアンケート等を行って自己申告させる。

第3 保存期間

1 研究データの保存期間については、「ガイドライン」第6の記載に加え、以下に留意する。

- ア 試料、標本、装置等、「もの」の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後5年間とする。ただし、不安定物質（たんぱく質、核酸類等）や生物系試料（細胞、微生物等）の保存期間については、当該研究データの公表後3年間とする。なお、極端に不安定な物質、一過的に作成する生物系試料、実験自体で消費されてしまう試料その他保存・保管が本質的に困難なものや保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りではない。
- イ 「ガイドライン」ならびに本補則は、最低限保存する期間を示すものであり、当該論文等が世界的に極めて顕著な研究成果である場合や長く保存することが可能である場合等については、必要に応じ、保存期間を延長するものとする。
- ウ 論文等研究成果の発表の根拠とはならなかったデータや使用する予定のないデータ等については、研究者が保存期間を判断するものとする。
- エ 診察データ、試料やヒトのゲノム情報といった個人データ等、その取扱い及び保存期間等に法的規制等があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それに従うものとする。ただし、規定に定められていない研究データについては「ガイドライン」に従う。

オ 特定の研究プロジェクトに関する研究データや成果物、知的財産権が関係するもの等については、資金又は研究資料等の提供機関との契約等がある場合にはそれに従うものとする。

カ 法的規制及び契約等に定める保存期間が「ガイドライン」に定める期間より短い場合は、当該研究データの保存期間は「ガイドライン」に定める期間とする。

1 この補則は、平成30年10月24日から実施する。